



# 千森組だより 第8号

2018.4

【発行】千葉県森林組合  
 千葉市中央区長洲1-15-7  
 TEL 043-227-8233  
 FAX 043-227-8245

我々、森林組合系統は長年にわたり森林吸収源対策に必要な安定財源の確保を要望してきました。その結果、平成30年度通常国会における、森林関連法案の見直しと、平成31年度の税制改正における、「国民が納める森林環境税」、「地方に交付される森林環境譲与税」の創設が予定されております。

森林を整備し、良好な状態を維持することは、地球温暖化を防止するのみならず、国土保全や水源涵養、快適な環境創設など、広く国民一人一人が恩恵を受けることができるものであり、森林組合系統は、厳しい経営環境の中、多少なりとも森林環境の保全に努め、きたと自負しております。

しかしながら森林・山村の現場では不在村所有者の増加や境界が不明な森林の増加などといった大きな問題もあり、このまま推移すれば手入れ不足の森林はますます増加することが強く懸念されます。このような問題を乗り越え、次の世代に豊かな森林を引き継ぐためには間伐等の適切かつ継続的な森林

## 「森林環境税」 森林環境譲与税の創設について

### 森林のこれから

#### 創設について



整備が必要であり、このたび創設される「森林環境税」と「森林環境譲与税」は、安定的な財源を確保するうえで大きく期待するものであります。

税の使途については市町村による①間伐や路網といった森林整備に加え、②人材育成・担い手の確保③木材利用の促進や普及啓発に充てることとされています。

## やっかいなヤマビルの撃退方法、おまかせ下さい!

暖かな日差しが林床に届く季節がやってきました。どこからともなく現われては、いつのまにか血だらけに。そんな時はヒル専用薬剤を使って下さい。



各種ご注文出来ます

### 編集後記

組合だよりは今回で第8号を迎え、紙面のリニューアルを致しました。

記事の内容をより読みやすいように工夫し、また森林組合の仕事内容や、国や県、市町村などの林業行政の内容などをわかりやすく組合員皆様に伝えていきたいらと思っております。

今回の記事にある通り、森林環境税の内容が少しずつ明らかになってきました。今後の動きにも注視し次回の紙面でも情報発信していきます。

皆様からのご意見や感想をお待ちいたします。今後もよりよい機関誌づくりに努めてまいります。

## 所在地一覧





## 清和県民の森施設案内



# 森に行こう!



清和県民の森は三島湖、豊英湖を中心に高宕山、鹿野山、大塚山等に囲まれた面積3,200ヘクタールの日本有数の広さを誇る「森と湖」の県民の森です。

【木のふるさと館】では、施設の総合案内をはじめ木工体験・遊歩道への入山受付、周辺施設の観光案内などを行っています。

### 宿泊施設

- ・ロッジ村
- ・キャンプ場
- ・オートキャンプ場



豊かな自然に囲まれた環境に、3タイプの宿泊施設(ロッジ村・キャンプ場・オートキャンプ場)があります。ロッジ村から徒歩10分の場所には豊英大滝があり、夏のキャンプシーズン中には水遊びを楽しむ多くの子供達で賑わいます。園内のスポーツ広場では、ソフトボールやグラウンド・ゴルフ等を楽しむことができます。

森の景色に目を向けるとミツバツツジやコスモス・桜など四季を通じて様々な景色の変化を楽しむことができます。



### 遊歩道

全8コース

園内には、自然の地形を生かした全長20kmに及ぶ、8つの遊歩道があります。中でも高宕山周辺を散策するコースは、山歩き愛好家の人気コースです。

初めての方は、管理事務所近くのコースをおすすめしています。

【お問い合わせ先】

清和県民の森 管理事務所

tel 0439(38)2222

fax 0439(38)2229

お気軽にお問い合わせください

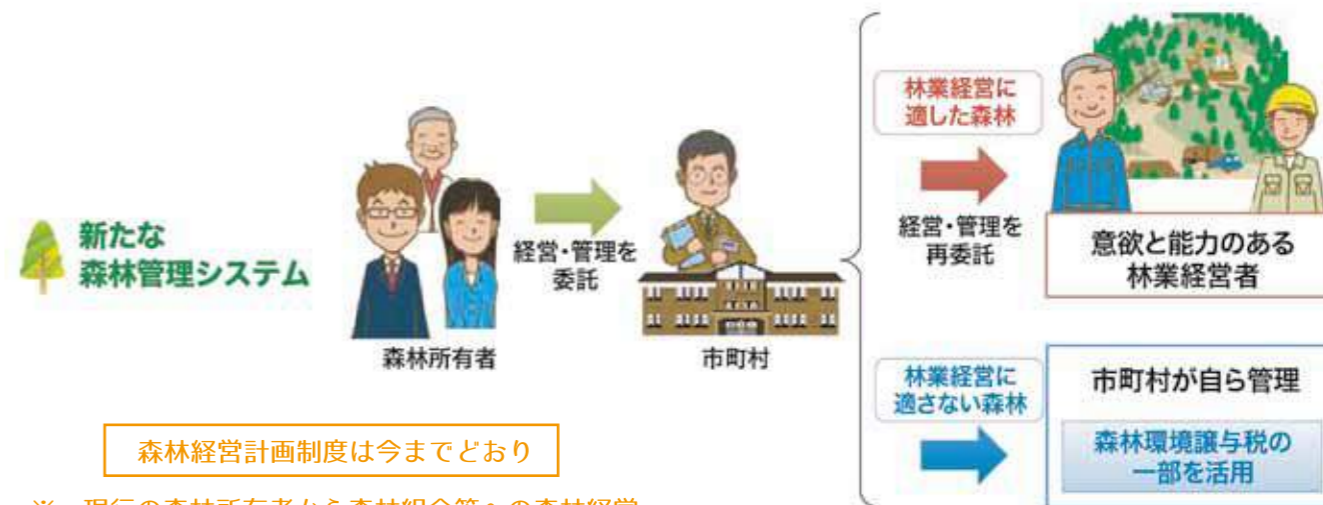


## 新たな森林管理システムとは

林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるため、現行の「森林所有者から森林組合等への森林経営の委託、計画的な整備実施」に加え前記の森林環境税の活用を前提とした新たな森林管理システムを構築して森林整備を推進することとしており、現在検討を進めているところであります。

その概要は、①森林所有者は、自ら所有する森林について、適切な経営や管理を行う義務があるということ、明確化した上で、②森林所有者が自ら管理できない場合は、所有する森林を市町村に預けて頂き、③市町村は、預かった森林を意欲と能力のある森林経営者に繋ぎ、林業経営の集積・集約化を進めることとしています。④一方、自然的条件が悪く、林業経営に適さない森林等については、市町村が新設される森林環境譲与税を活用して管理を行うこととしています。

今後の森林整備にあたっては、市町村が主体となって管理する方向であり、ますので、森林組合としても今までのノウハウを生かし、積極的に連携を図り、森林整備と農山間地域の活性化に努めてまいります。



森林経営計画制度は今までどおり

※ 現行の森林所有者から森林組合等への森林経営の委託、森林組合による森林整備(森林経営計画制度)も今までどおり実施してまいります。

## 支障木の伐採、承ります。

いつのまにか大きくなってしまい、どうすることも出来ない庭の木や道路沿いの木など。より良い伐採の方法を御提案させていただきます。

まずは一度ご相談下さい。

お問い合わせ先は... 8ページにてご案内している所在地一覧を参照頂き、最寄りの支所・事業所にご連絡下さい。



樹齢想定200年イチョウの枝下ろし